

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 31 日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市規則第61号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(児童養護施設等への入所措置等の決定の通知)</p> <p>第13条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の規定による措置を採ったときは、保護者に対しては措置決定通知書（様式第20号）により、小規模住宅型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）の長に対しては措置（委託）通知書（様式第21号）により通知しなければならない。<u>ただし、措置決定通知書については、本人が18歳以上である場合又は保護者が不存在の場合、本人に対して通知するものとする。</u></p> <p>2 児童相談所長は、法第33条第1項、第2項、<u>第19項又は第20項</u>の規定により一時保護をしたときは、一時保護通知書（様式第24号）により保護者に通知しなければならない。ただし、<u>本人が18歳以上である場合又は保護者が不存在の場合は、本人に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、児童の福祉を損なうおそれがあるときは、通知を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(入所措置等の解除等の通知)</p> <p>第15条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号及び第2項、第27条の2第1項並びに第31条第2項から第4項までに規定する措置を解除し、停止し、変更し、又は延長したときは、保護者に対しては措置解除（停止・変更・延長）決定通知書（様式第27号）により、小規模住宅型児童養育事業を行う者、里親、保護受託者又は児童福祉</p>	<p style="text-align: center;">(児童養護施設等への入所措置等の決定の通知)</p> <p>第13条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の規定による措置を採ったときは、本人又は保護者に対しては措置決定通知書（様式第20号）により、小規模住宅型児童養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長又は法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）の長に対しては措置（委託）通知書（様式第21号）により通知しなければならない。</p> <p>2 児童相談所長は、法第33条第1項、第2項<u>又は第8項から第11項までの規定により一時保護をしたときは、一時保護通知書（様式第24号）により保護者に通知しなければならない。ただし、児童の福祉を損なうおそれがあるときは、この通知を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(入所措置等の解除等の通知)</p> <p>第15条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号及び第2項、第27条の2第1項並びに第31条第2項から第4項までに規定する措置を解除し、停止し、変更し、又は延長したときは、<u>その旨を当該措置を受けた本人又はその保護者に対しては措置解除（停止・変更・延長）決定通知書（様式第27号）により、小規模住宅型児童養育事業を</u></p>

施設若しくは指定発達支援医療機関の長に対しては措置解除（停止・変更・延長）通知書（様式第28号）により通知するものとする。ただし、措置解除（停止・変更・延長）決定通知書については、本人が18歳以上である場合又は保護者が不存在の場合は、本人に対して通知するものとする。

2 児童相談所長は、法第33条第1項、第2項、第19項又は第20項に規定する一時保護を解除したときは、一時保護解除通知書（様式第31号）により保護者に通知するものとする。ただし、本人が18歳以上である場合又は保護者が不存在の場合は、本人に通知するものとする。

行う者、里親、保護受託者又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関の長に対しては措置解除（停止・変更・延長）通知書（様式第28号）により通知するものとする。

2 児童相談所長は、法第33条第1項、第2項又は第8項から第11項までに規定する一時保護を解除したときは、一時保護解除通知書（様式第31号）により保護者に通知するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。